

4 補装具給付事業について

(1) 納付判定事務運用上の留意事項について

補装具は、失われた身体部位又は損なわれた身体機能の補完・代償の役割を担う用具であり、身体障害者・児の自立と社会参加に大きく影響を与える特性を有するものであることから、その納付(交付・修理)については、適正に行われることが極めて重要である。

補装具給付判定事務の運用については、「補装具給付事務の取扱いに関する指針について」(平成12年3月31日障第290号)の別紙「補装具給付事務取扱指針」に加えて、昨年7月には、「補装具給付事務の適正実施に係る専門家会議」における検討結果としての報告書により、市町村における補装具給付判定事務実施の際の必須の基礎知識及び問答形式による給付種目別の具体的な給付判定事務の実施方法等についてお示しし、その円滑・適正な実施をお願いしているところである。

先般、地方分権改革推進会議より、市町村の判断のみで給付可能な補装具の種目を追加することについて、平成15年度中に検討し、結論を出すよう意見がなされたことを受け、現在、「補装具給付判定事務検討委員会」を設置し、専門家の意見及び全国の身体障害者更生相談所等を対象に実施した給付判定事務に係る実態調査の結果等を踏まえながら、事務手続の簡素化の可否を含め、今後の補装具給付制度の適正な運用のあり方等全般についての検討を進めているところである。

本検討委員会における議論の結果については、今後、報告書等によりお示しすることとしているが、補装具給付判定事務の運用に当たり、各都道府県におかれでは、身体障害者更生相談所と十分な連携を図りながら、市町村間の連絡調整、実態把握等に努め、補装具給付の一層の円滑化にご配意頂くとともに、管内の市町村に対しては、補装具給付の実施主体としての自らの責任及び身体機能の補完・代償という補装具が果たすべき役割の重要性について再度認識し、下記の事項に留意の上、身体障害者更生相談所、指定育成医療機関又は保健所、補装具製作業者等と緊密な連

携を図りながら、公正・公平に給付事務を運用するよう、改めて周知徹底をお願いしたい。

ア 給付の実施主体としての体制整備

市町村が行う身体障害者を対象とする補装具の給付の決定は、身体障害者更生相談所による判定に基づく場合のほか、医師が作成する補装具給付意見書又は自らの判断に基づき決定する場合があるが、当該決定に当たっては、補装具給付制度における専門的・技術的判定の中枢機関である身体障害者更生相談所に対し、必要に応じて、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を求め、身体障害者の障害状況、生活環境等に真に適合する用具について給付の決定を行うよう努めること。

また、身体障害児を対象とする給付で、指定育成医療機関又は療育の指導等を行う保健所の作成する意見書により決定する場合においても、身体障害者更生相談所に対して必要な助言を求めることにより、心身の発育過程の特殊性も十分に考慮した給付の決定を行うよう努めること。

イ 処方内容と給付する補装具の整合性の確認

真に必要とされる補装具の給付及び適正な受託報酬額の決定を行うため、身体障害者更生相談所又は補装具給付意見書を作成する医師等による処方内容と、補装具製作業者により製作等が行われた補装具に係る見積書又は現物との確認について、必要に応じて身体障害者更生相談所等の助言を得ながら、確実に行いうよう努めること。

ウ 身体障害者更生相談所、補装具製作業者等との福祉用具関連情報の共有

申請者の身体状況に応じた補装具の交付が効果的に行われるよう、機種の改良、操作性の変更、新たな製品の発売、製造の中止等に関する福祉用具関連情報について、身体障害者更生相談所、補装具製作業者等と共有する環境の確保に努めること。

エ 紙おむつの支給対象要件の徹底

ストマ用装具に代えて、紙おむつを支給して差し支えないこととする特例の取扱いについては、平成12年度からは、地方分権の趣旨を踏まえ、それまでは基準外交付として国への協議を必要としていた、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者に対する支給を含め、市町村の決定により実施されているところであるが、平成12年度以降、特に身体障害児を対象とする紙おむつの支給件数において、大幅な増加の傾向が見られるところである。

については、紙おむつの支給対象要件を改めて確認の上、遵守するとともに、身体障害者更生相談所又は指定育成医療機関等による判定又は助言に基づき、適正な支給を行うこと。

(2) 告示及び関係通知の改正について

ア 「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」

平成16年度における補装具給付に要する費用の算出基礎となる標記告示について、企業物価及び民間給与等人工費の動向、補装具製作業者に対する価格調査結果、補装具製作・修理の実態並びに関係団体からの要望等を踏まえ、受託報酬基準額、製作工程等に関して、所要の改正を行うこととしているので、ご了知願いたい。

イ 「補装具の種目受託報酬の額等に関する基準に係る完成用部品の指定について」

完成用部品に係る指定申請のうち、昨年度からの継続審査となっていた座位保持装置用の部品に関する審査が終了したことから、当該審査の結果を踏まえた標記指定通知を今年度内に発出することとしているので、ご了知願いたい。

5 日常生活用具給付等事業について

(1) 納付の合理化・適正化について

ア 耐用年数の新規設定について

現在、給付対象種目に係る耐用年数については、実施主体である各市町村において、必要に応じて、自主的に設定されているところであるが、平成16年度からは、国が定める実施要綱において種目ごとの耐用年数を設定し、給付する用具について一定の使用期間を確保することにより、用具の適正使用の環境整備及び事業費執行の合理化を図ることとしたので、管内の市町村に対して周知徹底をお願いしたい。

なお、修理が不可能となった場合以外の耐用年数経過前の再交付は、国庫補助の対象とはならないので、ご了知願いたい。

イ 納付可否の判断、品目選定の適正化について

最近においては、新たな機能が付帯する製品や、複数の機能を一体で備える製品等、様々な福祉用具が開発・販売されているところであるが、身体障害者等より、これらの福祉用具の給付申請がなされた場合は、当該福祉用具の備える性能が、国が定める実施要綱上の各種目の性能に合致するか否かについて十分検証の上、給付の決定を行うよう、管内の市町村に対して周知徹底をお願いしたい。

ウ 基準単価の改定について

平成16年度においても、給付実績単価、市場価格の動向等を踏まえた基準単価の改定を行うこととしているので、ご了知願いたい。

(2) 納付対象種目の入換えについて

平成16年度より、以下の種目を給付対象種目に取り入れることとしたので、管内の市町村に対して周知をお願いしたい。

○視覚障害者用ポータブルレコーダー

【性 能】

音声又は点字等により操作ボタンが知覚でき、かつ、D A I S Y方式で録音された録音図書の再生、ページ又は見出しごとの検索及びD A I S Y方式等による録音が可能なもの。



【給付対象者】

視覚障害2級以上

(例) プレクストークポータブルレコーダ PTR1

【基 準 額】

89,800円

本種目は、現行の「盲人用テープレコーダー（身体障害者対象。身体障害児対象では「テープレコーダー」。）」と入替えて給付対象種目に取り入れるものであるが、申請者が、入換え前の現行種目に相当する用具の給付を希望する場合は、これを給付して差し支えないものとする。

(3) 給付対象種目の廃止について

以下の種目については、

- ・種目取入れから一定年数が経過していること
- ・現在、販売されている製品は、比較的、価格が低廉であり、全額自己負担によることとした場合も過剰な負担にはならないこと

等を踏まえ、平成16年度より給付対象種目から廃止することとする。

廃止 盲人用電卓

6 視聴覚障害者への情報提供体制の整備について

(1) 聴覚障害者情報提供施設の整備促進について

聴覚障害者に対する情報提供及びコミュニケーション支援体制の一層の充実については、日常生活における必要性に加えて、自然災害等緊急時の対応の観点から、喫緊の課題として挙げられてきたところであり、このことを踏まえ、新たな「障害者基本計画」においては、聴覚障害者情報提供施設の全都道府県での整備を促進することを掲げているところである。

未だ聴覚障害者情報提供施設が設置されていない道府県においては、具体的な整備計画について早急に検討されるようお願いする。

なお、本施設の設置に当たっては、民法（昭和29年法律第89号）第34条に基づく公益法人等、適切に運営を行うことが可能な主体について広く検討を行うなど、地域の実情に即した効率的・効果的設置に係る検討についても積極的に取り組むようお願いする。

(2) 声の図書事業におけるインターネット配信の導入等について

現在の高度情報通信技術の発展・普及に伴い、インターネットによる通信網は、障害者のための情報バリアフリー・コミュニケーション支援のためのツールとしても極めて有用となっていることから、身体障害者関係団体に委託の上、実施している視覚障害者対象の情報提供等事業のうち、以下の事業について、平成16年度より、事業実施体制にインターネットの活用を導入し、利用者のより一層の便宜に資することとしたので、管内の市町村を通じて、視覚障害者に対する利用の周知をお願いしたい。

ア 声の図書事業（委託先：（福）日本点字図書館、（福）日本ライトハウス）

声の図書（録音図書）の録音媒体を従前のカセットテープから、より大量の情報収載が可能なCDに平成16年度より順次移行を図ると併せて、インターネットによる配信を開始するもの。

イ 録音広報発行事業（委託先：（福）日本盲人会連合）

厚生労働白書を含む各種情報の提供方法に、従前のカセットテープへの録音に加えて、インターネットによる配信を導入するもの。

ウ 全国盲人生活相談事業（委託先：（福）日本盲人会連合）

点字図書情報サービス事業（委託先：（福）日本ライトハウス）

電話又は文書等により受け付けていた日常の各種相談等について、時間等を気にせずに送受信が可能となるメールによる受付けを導入するもの。

7 国際障害者交流センターについて

「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、「国連・障害者の十年」を記念する施設であり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボル的な施設として、①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者自らが行う文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成16年度においては、引き続き以下の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成15年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いすることとなるので、ご配慮願いたい。

なお、平成16年度の事業計画の詳細については、資料編6の国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）における事業計画（案）を参照されたい。

【平成16年度実施予定事業】

1 手話通訳者・手話通訳士現任研修事業

手話通訳者・手話通訳士の資質と技術の向上を図る。

2 障害者パソコンボランティア指導者養成事業

障害者にパソコンの使用方法を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行う。

3 災害支援ボランティアリーダー養成事業

災害発生時、障害者に対するきめ細かな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーの養成を行う。

4 障害関係福祉情報等提供事業

以下に掲げる方法により、ビッグ・アイにおいて開催される各種行事の開催予定、障害者支援団体に関する情報の提供等を行う。

（1）障害者芸術・文化情報の発信

① ホームページの運用

当センターの紹介、アクセス、事業案内を始め、障害者団体が開催する障害者の芸術・文化事業等の情報を、当センターのホームページを通じて提供する。

② ビッグ・アイ インターネット美術館の運営

障害者の作成した絵画、イラストなどを募集し、当センターのホームページに開設しているインターネット美術館（BiG-i Museum）に掲載する。

③ 情報誌「ビッグ・アイ」の発行

障害者の芸術活動に関する国内外の情報、当センターの紹介・事業報告などを掲載した情報誌「ビッグ・アイ」を発行し、全国の障害者団体・施設等へ配布する。

④ 障害児の作品展

養護学校などの作品を中心にパネル展を開催する。

（2）情報収集や交流の場の提供

① 障害者の社会参加に関する相談

障害者が、障害者が自ら行う国際交流へのアシスト、芸術・文化活動へのサポート、パソコンやインターネット等の情報化へのアドバイス、及びその他障害者の社会参加に関する分野に対して助言・指導等を行うとともに、これらの相談に応えられるよう関連情報の収集や関係団体との連絡調整に努める。

② 障害者対応パソコンによる情報提供や操作指導

障害者対応パソコン及び周辺機器を操作体験しながら、様々な情報収集ができるよう操作指導を行う。

③ コミュニケーション機器等の常設展示

「情報と交流」を展示コンセプトとして、障害者の情報収集や交流活動に欠かせない意思伝達装置等のコミュニケーション機器を中心に展示し、また、食事を交えた交流活動を支える食事用具も併せて展示する。

④ 施設の広報やイベント、研修案内などの情報発信

当センターのパンフレットや行事案内を始め、障害者関連の情報誌等を常置し、来館者への情報提供に努める。

5 障害者芸術・文化活動支援事業

障害者の芸術・文化活動についての調査研究や専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。

6 国際交流事業

海外との交流・協力を目的として、国内外の障害者関係団体の交流等の事業を実施する。

なお、施設概要は以下のとおりであり、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校における修学旅行等の宿泊先として、利用していただくことはもちろんであるが、他の市民団体、関係機関等にも障害者に対する理解を深めてもらう観点から積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。

養護学校等の宿泊利用実績 (参考)

| | 14年度 | 15年度 |
|--------|--------|--------|
| 養護学校 | 12校 | 24校 |
| 障害者団体 | 57団体 | 61団体 |
| その他団体等 | 6,177人 | 5,700人 |

* 15年度については、16年1月末現在

【施設の概要】

1 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」(愛称：ビッグ・アイ)

2 所在地

大阪府堺市茶山台1-8-1 (泉北ニュータウン泉ヶ丘地区)
(JR新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で約55分、
泉ヶ丘駅下車徒歩3分)

3 施設規模

地上3階地上1階建 (敷地面積 約8,000m², 延床面積 約12,000m²)

4 主な施設内容

○多目的ホール

[客席 約1,500席、車椅子利用の場合 約1,000席(うち車椅子席最大約300席)]

○宿泊室 35室 (洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)

○大・中・小会議室、バリアフリープラザ (情報・相談コーナー)

○レストラン (50席)、駐車場

5 障害者のための特別な機能

- 大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール
- 館内自動音声案内設備
- 広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室
- 文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備
- 光点滅式避難誘導設備 等

6 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL 072-290-0900

FAX 072-290-0920

URL <http://big-i.jp/>

8 手話通訳技能認定試験について

平成15年度の第15回手話通訳技能認定試験は、平成15年9月に第一次試験が行われ、同年11月に行われた実技試験の結果を合わせて、平成16年3月31日(水)に合格者の発表が行われる予定である。

平成14年度までの認定試験の合格者の累計は、全国で1,215人となっているが、大都市を中心とした地域に偏在する傾向が見られるところである。

また、近年、聴覚障害者が手話通訳を必要とする場面は、教育、医療、司法、福祉、労働などの各分野に広がり、しかも内容は益々複雑・多様化の傾向にある反面、これらに対応できる高度な技術をもつ手話通訳士の数は十分とは言えない状況にある。

このような状況において、今後とも、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」の「手話通訳者養成・研修事業」等を積極的に活用すること等により、手話通訳技能認定試験の受験を志す者の拡大と資質の向上に積極的に取り組まれるようお願いする。